

四條畷市農業委員会議事録

開催 令和5年8月7日

四條畷市農業委員会議事録

令和5年8月7日(月)午後1時30分

四條畷市役所 東別館2階 201会議室にて開催

1 本日の出席委員

会 長	中西 久雄
委 員	南野 靖博、西川 一也、北田 澄子 土井 一憲、岡嶋 祐之、久門 廣美、林 秀一 村上 治、小林 克重、西尾 秀文、片下 周司

2 本日の欠席委員

丸石 正

3 本日の事務局職員

事務局長	西野 英晃
事務局主任	森 大和
事務局書記	久保 光希
事務局書記	衣笠 航平

4 本日の議案

日程第1 [議案第3号]	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出処理報告の件
日程第2 [議案第4号]	農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件
日程第3 [議案第5号]	四條畷市緑化推進委員の推薦決定の件
日程第4 [議案第6号]	四條畷市エコ農産物推進協議会の委員選出決定の件
日程第5 [議案第7号]	四條畷市認定農業者認定審査会審査委員の選出決定の件
日程第6 [議案第8号]	非農地判断の件

5 本日の資料 現地写真

議長

午後1時30分開会を宣言。
ただいまから農業委員会定例総会をはじめます。
本日の議事録署名者には、北田 澄子委員と土井 一憲委員のお二人にお願いしたいと思います。よろしくお願ひ致します。
それでは議案に基づきまして協議にはいたいと思いますので、円滑な会議の進行にご協力いただきますよう、最後までよろしくお願ひします。
(四條畷市農業委員会規則第9条の規定により会議成立)

日程第1

議案第3号

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出処理報告の件

議長
事務局長
事務局主任

議案第3号につきまして、事務局より議案を朗読します。
議案朗読。詳細については担当より説明します。
それでは、ご説明いたします。
農地法第4条の届出とは所有者自らが、田や畑を宅地や雑種地などに転用するときに必要な届出になり、この届出を行わないと、登記簿の地目を変更することができません。
調整区域では大阪府の許可が必要になりますが、今回は市街化区域のため、許可ではなく、農業委員会への届出になります。
番号1の場所については、位置図No1をご覧ください。
中野本町477は市役所の北西側付近です。
現況は、現地写真の1ページ目のおりで、転用目的は住宅の建築となっております。
今回は、すでに転用されておりましたので、農地法の説明をしたうえで始末書を提出して頂きました。
なお、地区農業委員の田伏前委員ともご相談のうえ、現地調査を不要としましたので、4条の届出を受理いたしました。
事務局からの説明は以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

岡嶋委員
事務局書記

本件はいつぐらいの転用になりますか。
昭和37年頃になります。建替に際し、調べた結果地目が田のままであり違反転用であることが判明しました。

岡嶋委員
事務局書記

実際の建て方として、隣に水路があり、水路際ギリギリまで建っているが、建て替えをした場合、これは改善されるのか。
今回の届出によって、農地法の規制から外れるため、農業委員会から指導するタイミングがなくなりますが、水路などに関しては建築関係の部局から別の指導が入ることは想定されます。

議長
全委員
議長

他になにかありますか。
なし。
ないようですので、この件については委員会報告と致します。

日程第2

議案第4号

農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件

議長
事務局長
事務局主任

議案第4号につきまして、事務局より議案を朗読します。
議案朗読。詳細については担当より説明します。
それでは、ご説明いたします。
農地法第5条の許可とは所有者を変更し、田や畑を宅地や雑種地などに転用するときに必要な許可になり、この許可を行わないと、登記簿の地目を変更することができません。
市街化区域では農業委員会への届出になりますが、今回は調整区域のため、大阪府の許可が必要になります。
番号1の場所については、位置図No2をご覧ください。

大字下田原1490-1は田原支所の東側付近です。
現況は、現地写真の2ページ目のとおりで、転用目的は露天駐車場及び仮設現場事務所となっております。

被設定人は建築、内装施工業を営んでおり、申請地から100mに位置するJA大阪東部田原支店の建て替え工事に伴い、現場車両の駐車場及び仮設事務所が必要であるため、転用するものです。普通自動車5台、仮設現場事務所1棟を設置します。

今回の申請地は、農地法施行規則第43条に記載されております、おおむね300m以内に市役所及びその支所があるため、第3種農地と考えられます。

8月3日(木)午後1時30分から地区農業委員の丸石委員、片下委員と現地立会調査を行い、申請者から説明を受けました。

事務局からの説明は、以上でございます。

議長 ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないようですので、この件については委員会決定と致します。

日程第3 議案第5号

四條畷市緑化推進委員の推薦決定の件

議長 議案第5号につきまして、事務局より議案を朗読します。

事務局 議長 議案朗読。詳細については担当より説明します。

事務局 議長 それでは、ご説明いたします。

本市では、自然環境の保全、整備及び都市緑化等を図るために都市整備部建設管理課におきまして、四條畷市緑化推進委員会を設置しております。

現在、農業委員会から中西会長にご参加いただいておりますが、任期満了により市長から新たな委員の推薦依頼がありました。任期は令和7年8月31日となっております。担当課より主な活動につきましては、年1回の総会と案件に応じて臨時会を実施するものと聞いております。

事務局からは以上でございます。

議長 ただいまの案件につきまして、事務局より内容の説明がございました。

どなたか、やっってくださいますか？

全委員 議長 会長に引き続きお願いしたい。

議長 私にお願いしたいと意見でしたが、皆様どうですか？

全委員 議長 異議なし

議長 本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

全委員 議長 なし。

議長 ないようですので、この件については委員会決定と致します。

日程第4 議案第6号

四條畷市エコ農産物推進協議会の委員選出決定の件

議長 議案第6号につきまして、事務局より議案を朗読します。

事務局長
事務局主任

議案朗読。詳細については担当より説明します。
それでは、ご説明いたします。

エコ農産物とは、農薬や化学肥料の使用を通常の半分以下に抑えて栽培された、大阪府が認証する農作物です。

エコ農産物の認証を受けるためには、農業委員会の委員などから構成される、エコ農産物推進協議会を通して大阪府に申請をします。今回、任期満了に伴い市民生活部長から新たな委員の推進依頼がありました。主に下田原でエコ農産物を作っているということで、今回は、下田原地区から東山委員を選出させていただいております。任期は令和8年7月19日まででございます。

担当課より主な活動につきましては、年1回から2回の審査会を実施するものと聞いております。

事務局からの説明は以上でございます。

議長

ただいまの案件につきまして、事務局より内容の説明がございました。

下田原の地区でどなたかやっておりますか？

片下委員

自分が委員になりたてなので、丸石さんをお願いしたい。

議長

丸石委員をお願いしたいと意見でしたが、皆様どうですか？

全委員

異議なし

議長

本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

全委員

なし。

議長

ないようですので、この件については委員会決定と致します。

日程第5

議案第7号

四條畷市認定農業者認定審査会審査委員の選出決定の件

議長

議案第7号につきまして、事務局より議案を朗読します。

事務局長

議案朗読。詳細については担当より説明します。

事務局主任

それではご説明いたします。

認定農業者とは農業者が農業経営基盤強化促進法に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して、国より様々な支援を受けることができる制度です。

審査会は農業委員、JA、大阪府の中部農と緑の総合事務所ほかで構成されており、今回、任期満了に伴い市民生活部長から推薦依頼がありました。任期は令和8年7月19日まででございます。

過去の認定農業者が田原地域で活動されていること踏まえ、今回は、田原地区から平井委員を選出してしております。

担当課より主な活動につきましては、認定農業者になろうとする人から経営改善計画書が提出された際の審査会を随時実施するものと聞いております。

事務局からは以上でございます。

議長

ただいまの案件につきまして、事務局より内容の説明がございました。

田原地区でどなたかやっておりますか？

小林委員

委員になりたてですが、農業に詳しいので西尾さんをお願いしたい。

議長

西尾委員をお願いしたいと意見でしたが、皆様どうですか？

全委員

異議なし

議長

本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

全委員
議長

なし。
ないようですので、この件については委員会決定と致します。

事務局長
議長
事務局長

議長、追加で議案を上程させていただいてもよろしいですか。
内容はなんでしょうか。
先日実施した、現地調査による農地の判断について、委員会で審査が必要であるため、その議案となります。

議長
全委員
議長
事務局長

みなさん、議案の上程を認めようと思いますが、どうでしょうか？
異議なし。
異議なしということですので、追加を認めます。
ありがとうございます。それでは、議案を配布いたします。

日程第6 議案第8号

非農地判断の件

議長
事務局長
事務局主任

議案第8号につきまして、事務局より議案を朗読します。
議案朗読。詳細については担当より説明します。
それでは、ご説明いたします。

非農地判断とは、農地の現地調査において、農地の現状や周囲の状況から農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか判断し、非農地となった場合、農地台帳から除外し、登記地目等も変更することができます。判断手続きについては、農地法の運用通知に定められており、農業委員3名による現地調査において、①その土地が森林の様相を呈しているなど農地の復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合 又は ②その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合 農業委員会として非農地と判断するものです。

番号1の場所については、位置図No3をご覧ください。
大字下田原602-1は内外電気の北東側付近です。
現況は、現地写真の3ページ目のおりです。

8月3日(木)午後1時30分から中西会長、地区農業委員の丸石委員、片下委員と現地立会調査を行い、法面が擁壁で補強されており、農地の一部の現況が非農地であり、擁壁をはがすなど復元した場合、高低差が約4mあり、急斜面であるため、雨などにより法面が崩壊する可能性が高く、周辺に被害をもたらすことが予想されること。また、農地への進入路が歩道に囲まれており、周辺からみて農地利用として必要と考えられる車の駐車などもできないことから、農地として継続利用が難しいと考えられます。事務局からの説明は、以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

全委員
議長

なし。
ないようですので、この件については委員会決定と致します。

以上、本日の案件はすべて終了致しました。本日の農業委員会定例総会
はこれをもちまして閉会とします。

午後2時00分閉会

以上、議事録の記載に相違がないことを証するため、署名する。

令和 年 月 日 (議長)会 長

令和 年 月 日 委 員

令和 年 月 日 委 員

令和 年 月 日 書 記